

令和6年度 第1回米子市下水道事業運営審議会（議事概要）

1 開催日時 令和6年8月22日（木）10:00～12:00

2 場 所 米子市役所本庁4階402会議室

3 出席者（敬称略） 資料 R6-1・R6-2 参照

【米子市下水道事業運営審議会委員】

深田会長、港委員、生田委員、河本委員、青砥委員、木村委員、長田委員、先灘委員、徳岡委員
（以上9名）

※鷺見委員は欠席

【事務局】

遠藤下水道部長、林下水道部次長兼下水道営業課長、横木下水道企画課長、北村整備課長、山崎施設課長、遠藤下水道営業課普及担当課長補佐、富田下水道営業課料金担当課長補佐、折戸下水道企画課下水道企画室長、田中下水道企画課総務担当課長補佐、増田下水道企画課出納担当課長補佐、遠藤下水道企画課出納担当主事

4 開会

5 下水道部長挨拶

（要旨）

下水道事業運営審議会委員を引き受けていただいたこと、本日のご出席に対しお礼申し上げます。
本審議会は令和3年度までは下水道使用料改定を検討する際に、その都度審議会を設置し審議を行っていたが、令和4年度以降は下水道事業全般について広く意見を承るために組織を拡充した経過がある。

本日は下水道事業の概要等について説明を行い、専門的な知見やそれぞれの立場からのご意見、ご要望を聞かせていただきたい。

6 審議会委員の紹介

本日出席の委員9名について、事務局から紹介を行った。

○審議会の要件成立報告

委員定数10名中9名の委員が出席し、下水道事業運営審議会条例第5条で規定する会議の成立要件である過半数の出席を満たしており、本日の会議が成立することを報告した。

○審議会の公開確認

本会議の公開・非公開について委員に諮り、「公開」と決まった。

7 事務局（本市職員）の紹介

8 会長、副会長の選出

本審議会条例第4条に基づき、会長に深田委員、副会長に港委員が選任された。

9 会長挨拶（深田委員）

（要旨）

昨年この審議会に参加し、下水道は身近なものと感じるようになった。米子市が下水道事業に丁寧に取り組んでいる様子が分かり、もっと関心を持つべきであると思っている。今後の審議会では下水道事業に関する様々な取組を教えていただきながら、適切かつ持続可能な下水道事業のあり方について積極的な意見を出し、私たちの暮らしがより良くなるようにできたらと思う。

10 報告事項

米子市下水道事業運営審議会条例第5条に基づき、深田会長を議長とし、下記のとおり説明等を行った。

（1）「下水道事業の概要について」（以下は説明要旨）

（事務局）

ア 令和5年度末の整備状況 資料 R6-3-1、資料 R6-3-2 参照

公共下水道と農業集落排水の事業の違いのほか、令和5年度末時点での市内の区域別の整備状況や、米子市全体の汚水処理人口普及率が93.0%であることについて、近隣の他都市との比較を交えて説明。

イ 使用料について 資料 R6-4 参照

使用料は一般会計からの繰入金と並んで主要な財源であること、主な使途は施設の維持管理費や企業債の元利償還金であること、料金体系と算出方法について説明。米子市の使用料について、県内都市平均との比較を提示。

ウ 令和6年度予算概要 資料 R6-5 参照

米子市下水道事業は平成30年度から公営企業会計となり、予算は収益的収支と資本的収支に分かれていること、主な費用及び費用に充てる財源、令和6年度の下水道事業の予算概要について説明。

…以下、質疑応答…

(委員)

企業債の「企業」とはどういう意味か。また、資本的収支の不足額の15億円をどのように補うのか。「不足」というのは収支が赤字という意味ではないのか。

(事務局)

企業債とは、地方公営企業の財源として借り入れた地方債のことである。

不足額については、減価償却費（固定資産の取得額を利用する各年度の費用として割り当て、経年により資産価値が減少する考え方の費用）として計上するが、実際に現金の支出はないためその部分を資本的収支の不足額に充てることにしている。資本的収支の不足は「赤字」が発生しているということではない。

…以上、次の報告へ…

(2) 「下水道事業の取組について」 (以下は説明要旨)

(事務局)

ア 生活排水対策の見直し 資料 R6-6-1、資料 R6-6-2、資料 R6-6-3 参照

- 生活排水対策は、米子市生活排水対策方針に基づき行っている。汚水処理は公共下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水で生活排水対策を行っている。
- 汚水処理にかかる国の方針は令和8年度末までは汚水処理施設の概成を進めるが、令和9年度以降は未普及解消から施設改築更新に補助金をシフトするため、新規整備に対して予算配分が見込めない。また下水道施設の老朽化対策が課題となっている。以上を踏まえ、本市では弓浜地区の一部について合併処理浄化槽による生活排水対策へと変更することにした。
- 合併処理浄化槽は使用者ニーズに対し柔軟な対応、早期の排水対策が可能である。また下水道終末処理場と同様、環境へ影響を与えないものである。生活排水対策見直しに伴い、令和5年11、12月に対象地域で住民説明会を開催した。

イ 合併処理浄化槽への切り替え促進 資料 R6-7-1、R6-7-2、R6-7-3、R6-7-4 参照

- 浄化槽は単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の2種類があることや、設置費用にかかる公共下水道との比較及び米子市の合併処理浄化槽設置の補助金について説明。
- 市民からの意見として、「補助金は令和8年までの予定だが、切り替えが残っているため令和9年度以降も補助金制度を継続して欲しい。」、「浄化槽法で定められた維持管理は公共下水道料金と比較し割高なので差額を埋めるような補助制度を要望。」、「浄化槽の切り替え設置費用だけでなく、新築に伴う設置費用に対しても補助制度を設けて欲しい。」といったものがあつた。
- これを踏まえ、市として支援策を考え、準備が出来次第、順次導入していくことを説明。

ウ 雨水管理総合計画に基づく浸水対策 資料 R6-8-1、R6-8-2、R6-8-3 参照

- 下水の定義（汚水と雨水の両方を指す）をはじめ、それぞれの役割や、河川との違い、下水の排出方式（分流式と合流式）の違いについて説明。

- 本市の雨水対策について、今までは河川改修を主としたものだったが、水災害の激甚化や都市化の進展に伴いさらなる治水対策の推進が求められている。
- この背景を踏まえ、米子市雨水管理総合計画を策定し、市全域を浸水リスクに応じた浸水対策の順位付けをし、段階的に対策を実施することを定めた。この事業財源については、事業費のうち半分は国からの補助金、残り半分は企業債である。

エ 上下水道の統合 資料 R6-9 参照

- 上下水道局統合の目的は、事業運営の効率化、災害対応の強化及び持続性の確保をすることである。
- 組織統合における今後の予定は、まず本年 11 月に下水道部と水道局を統合した上下水道局を発足させる。令和 6 年度内はそれぞれの事業形態を継続し、令和 7 年 4 月から下水道事業も水道事業と同様の事業形態へ移行した完全一体となった公営企業としての上下水道局として再編される予定であることを説明。

…以下、質疑応答…

(委 員)

弓浜地区の一部の生活排水対策の方針が変更されたということは非常に良かったと思っている。今後は整備地区との公平性のバランスを取り、スピード感を持って施策を実施して欲しい。

(事務局)

弓浜地区の住民の中にもこの件に関して心配されている方が多くおられるので、方針が決まり次第、なるべく早く支援策をご提示したいと考えている。国が、公共下水道の概成は令和 8 年度末と定めているが、それを待たずに合併処理浄化槽に関する施策は早めに進めていきたい。

(委 員)

既に合併処理浄化槽を設置されている方が負担されているが、今後の設備更新のために必要な経費については、どういうふうに考えているのか。

(事務局)

合併処理浄化槽は適正に整備を行えば 30 年、50 年と耐える丈夫な施設であるが、早期に設置された方は今後更新の時期を迎えるようになる。国に対して更新費用についても財政支援の要望を出しているが、現在更新に対する補助制度はない。今後も要望を継続し、更新時期までにご要望に応えられるよう取り組んでいきたい。

(委 員)

この審議会に審議委員としてどのような立ち位置でいたら良いかを教えていただきたい。また、上下水道統合をはじめとする将来的な構想の資料が今後出てくるのか。

(事務局)

まず、下水道事業運営審議会の委員におかれては、下水道事業に関する全体的な運営状況に対し様々な立場から幅広くご意見をいただくことや、市長の諮問事項として下水道使用料の適正な料金体系に対し審議をした上で答申をしていただくといった役割がある。それ以外に審議を依頼したい事項があれば、事務局からその都度お願いをすることになる。本日は現在の状況に

についてご説明したが、将来的な構想については下水道部の中で立案中なので、その件は次回の審議会でお示しさせていただきたい。

(委員)

下水道整備区域の残りは720ヘクタールとあるが(資料R6-6-1の4頁)、整備にあと何年かかるのか。また、合併処理浄化槽の整備残数はあと何基あるのか。

個人設置型浄化槽(米子市モデル案)で公共下水道使用者との負担の公平性というのは非常に良いことである。浄化槽の維持管理も市で一括して効率的に管理すれば費用も抑えられるだろうし、個人の維持管理でも補助がないと経済的負担が大変だと思う。

他に、宅内配管への補助について記載があるが、下水道の宅内配管は自己負担ですので、このバランスはどうなのか。

また、合併処理浄化槽を設置した家が空き家になったらどうなるのかが知りたい。

(事務局)

未整備残面積720ヘクタールについては、整備が未完了区域(資料R6-3-2ピンク色エリア)と弓浜地区で今後整備を行わない区域(資料R6-3-2無着色エリア)の合計面積である。今後整備するには10数年以上かかる状況である。弓浜地域は、下水道の整備ではなく、合併処理浄化槽を主体とした生活排水対策を行うこととしている。

浄化槽整備残数について、単独槽が1768基、汲み取り槽が1076基ある(資料R6-7-3の下部に弓浜5地区の浄化槽の数を記載。)ので、これを補助金を活用し、合併処理浄化槽に切り替えていただき、公共下水道が整備されている区域は、公共下水道に接続していただく。しかし、「高齢者世帯なので現状のままにさせて欲しい。」、「自己負担費用が発生するためすぐには合併処理浄化槽への切替え、又は下水道への接続は難しい。」といった意見もあり、市としては生活排水対策の促進のためをお願いをしているが、強制もできないため難しい状況にある。

維持管理費の経費削減については、削減の手法について様々あると考えられ、現在検討を進めているところである。

宅内配管費用への補助について、浄化槽設置でも公共下水道接続と同様に自己負担での宅内配管費用が発生するが、住民の方からの要望があることと、浄化槽の宅内配管費用については国や県で補助金があるため、財源の有効活用の観点から補助金の活用を検討しているところである。

浄化槽を設置した家が空き家になった場合について、米子市では、個人が設置し管理する個人管理型として施策を進めているため、空き家になった場合は相続人や個人の責任で管理をしていただくことになる。

…以上、次の報告へ…

(3)「今後のスケジュールについて」

(事務局) 資料 R6-10 参照

- 昨年度審議会にて、公共下水道使用料や農業集落排水使用施設使用料について令和８年度までは料金水準の料金体系とも現行通りとすること、令和９年度以降は、適宜適切に改定を検討すべきであるとの答申を受けている。
- 令和６年度内に米子市下水道事業経営戦略を改定するため、これを基に令和６年度からの新たな財政見通しというものを作成した上で、令和９年度以降の使用料について審議していただくことを予定している。
- 令和６年度においては、今回を合わせて２回程度、次回の審議会を１１月頃に開催予定。令和７年度は、５回程度の開催を予定
- 使用料を改定する場合、令和８年度に議会報告や条例改正のほか、住民周知等を行い、令和９年度以降使用料改定の予定。

…質疑応答なし…

…以上、今回の全報告について終了…

１１ 閉会